

令和4年8月31日
生涯学習スポーツ振興課

寄せられた御意見について

1 募集期間

令和4年8月16日（火）から8月30日（火）まで

2 御意見の数

7件

3 御意見内容

(1) 団体A（バレーボール）

平等利用の観点からシステム導入には賛成します。但し、社会体育団体や事前使用届出団体として定期的な活動が要件になっているのに、システム導入によってそれが守られるか、それらの制度を解消するのか方針をお聞きしたい。また、明らかにスクール運営に見えて事業活動のような団体へのスクリーニングをお願いしたい。

(2) 団体B（バドミントン）

施設予約システムで簡易に応募、予約ができることは利便性が改善され、好ましい。施設利用機会の公平性の観点からも、導入に賛同する。

(3) 団体C（バスケットボール）

予約方法がオンラインへの移行、大変スムーズにはなりますが、オンラインの方法がわからない利用者の方もいらっしゃるかと思います、様々な良い予約方法が見つかることを願っております。

(4) 団体D（バスケットボール）

学校施設開放事務を委託している15校（Aタイプ）とそうでない11校（Bタイプ）があることが知れますが、なぜこうした状況になったのか疑問。比較的早い時期に施設開放に踏み切った学校はBタイプで、世間に「学校施設開放」が認知されるようになってから舵を切った学校はAタイプなのだろうかと思像しています。勿論どちらにも例外はあるでしょうが…。

この度の予約システム導入に際し、この二つのタイプを同列に考えるのは無理があると思います。全ての学校をAタイプに押し込めてしまうなら別ですが…。単に負担を軽減したいとお考えであれば即座に委託してしまえばよさそうなものですが、そうはいかない個々の学校事情、地域との関わり合いなどがあるのではないのでしょうか。よく把握出来ない団体を校地に招き入れることを嫌うケースもあるでしょう。小中各校の自治を重んじ、A・Bいずれのタイプかを選択してもらった上で、Aタイプの学校についてのみ、当面先行してシステム導入するのが妥当と考えます。地区、学区域特有の事情なりを須らく役所が抑えるのは無理なはずで、全小中学校一括導入ではなく、各校による選択導入にすべきです。学校施設はスポーツセンターや運動場とは違うのですから！

(5) 団体E（バドミントン）

在勤団体の扱いにおいて使用料を免除する事が優先となる。となっていますが、抽選においての優先や優遇はしないという事なのではないのでしょうか？バルーンの様
に在勤団体は2か月前、在住団体は3か月前から抽選申し込みが出来るといった優遇措置がある

と嬉しいです。

(6) 団体F(野球)

当クラブは現在、小学生45人、中学生50人の大所帯のチームです。学童部は低学年と高学年に分かれて活動するため、中学部と合わせると3つの活動場所が必要となります。指導、運営は全てボランティアで、保護者も積極的にチームに貢献しています。チームにとってグラウンド不足は大変深刻です。そのため学校施設使用の申込み方法の見直しによって、使用頻度が減ったりすることはクラブにとって大きな問題であります。今、それぞれの団体に多くの背景や抱えている問題があると思います。オンラインに対応できるのかどうか、それぞれ環境も世代も違います。そして港区や教育委員会との関わり方も様々だと思えます。利用マナーの問題も、改めてチームに周知したいと思えます。グラウンド利用は天候に左右される事が多いです。ただ雨が降っても使える団体・スポーツもあります。団体間の交換や有効利用がもっとやりやすくなるためのシステム化を希望します。

(7) 団体G(バレーボール)

意見1のPTAからの内容につきまして、私もその通りだと思います。子供の、特に小学校低学年の放課後の居場所として、学校施設を優先的に提供することは当然と考えます。ただし、意見3の問題が出てくると思えます。子供の居場所として、何らかのスポーツに特化した使用とすると「習い事」となり、当然、月謝が発生します。平日の午後、それなりの指導者を呼ぶには、団体は「営利目的」となります。そして、「習い事」となると学校開放として使用している意識が低くなるのか、一般開放では当たり前の、15分前片付け→終了時間完全撤退ルールが守られにくかったり、掃除をしていなかったり、見学の親御さんの忘れ物があったりも起こりやすい出来事です。このような「習い事」のための開放となった場合、現在検討している一般開放の新システムには入れない方がよいのではないのでしょうか。子供の居場所となる団体であるか、指導者は適格か、などを審査した上で、有料開放とし、会計内容を開示してもらう、使用責任者に一般開放と同じマナーを守って貰うこと等を条件に、定期的な場所の確保を約束するのは如何かと思えます。大人の団体とは、平日であれば活動時間は被らないと思われれます。(18時30分位までが適当ではないのでしょうか。)次に、全体的なお話になりますが、私どもも含めて、既得権のある団体は権利を手放したくなく、新規団体は参入できないという事態から、このような検討会が開かれていると思えます。私どもが既得権のある団体として、敢えて申し上げたいのは、制度はいつまでも同じではいけないのではということです。何事も時局に合わせて変えていくべきです。私と同じ立場でも、現制度が不公平だということに理解を示している人が多数いらっしゃいます。個人的に他の使用団体の活動に参加したことがあります。在勤どころか港区とは全く関係ない人々が多数で活動されているところは多いです。一度作った団体は権利を手放したくないので、名義貸しが行われているのです。名義貸しをチェックするには、毎回、本人確認をするなど、相当厳格なシステムを作成しないと無理と思えますし、やり過ぎ感も否定できません。しかし、例えば、一人で港区の施設を使える権利を週2~3回までに抑えるなど、何らかの措置は必要と思われれます。また、学校施設を使用している団体は、区民の加入希望者がいた場合、相当の理由なしに拒否してはならない等、細かな取り決めも必要と思われれます。

完璧なシステム作りは不可能と思えますが、より公平な区民のためになる制度を是非ご検討頂ければと思えます。